

定款変更届出書に必要な書類

※以下の書類を届出書以外は、1部ずつ提出してください。

※定款変更には、届出と認可の2種類があります。

- ・届出事項・・・事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること
- ・認可事項・・・上記の届出事項以外

なお、届出事項と認可事項を同時申請する場合には、届出事項も含めて認可申請書を提出してください。

1 事務所の所在地を変更する場合

- ①定款変更届出書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）
- ④所在地の変更が確認できる書類（登記事項証明書又は賃貸借契約書）の写

2 基本財産を増加する場合

- ①定款変更届出書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）
- ④当該不動産等の取得を証する書類（登記事項証明書等）の写

なお、基本財産を担保にして福祉医療機構（協調融資も含む）以外の金融機関等から貸付を受ける場合には、事前に基本財産担保提供について、当課の承認を得ていなければなりません。

※その他参考書類を添付していただく場合があります。

3 公告の方法を変更する場合

- ①定款変更届出書（2部）
- ②定款（新・旧）
- ③評議員会議事録の抄本（該当ページのみで可）

*定款変更届出書・添付書類が全て整っていた場合には、2週間以内に交付します。